

## 軽自動車税 障害者減免適用区分表

手帳の種類と障害区分		等級（障害の程度）	
身体障害者手帳（赤色・紺色）	視覚	1 級から 3 級、4 級の 1（良い方の目の視力が 0.08 から 0.1）	
	聴覚	2 級、3 級	
	音声機能又は言語障害	3 級（こう頭摘出による音声機能障害に限る）	
	平衡機能	3 級	
	上肢	1 級、2 級	
	下肢（※）	1 級から 6 級	
	体幹	1 級から 3 級、5 級	
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1 級、3 級	
	幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能	上肢機能 移動機能	1 級、2 級 1 級から 6 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓		1 級から 3 級
戦傷病者手帳（黒色・紺色）		身体障害者手帳が交付されている場合に準じて、 等級の範囲が定められています。	
精神障害者保険福祉手帳（水色・紺色）		1 級で、かつ精神通院医療を受けている場合	
療育手帳（緑色・紺色）		Ⓐ、A	

※半身不随のような合併症の場合、障害区分（上肢、下肢）ごとに判断します。